

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	神奈川県大磯町

大磯町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大磯町産業環境部産業観光課（代表）
大磯町産業環境部環境課

所 在 地 〒255-8555
神奈川県中郡大磯町東小磯183

電 話 番 号 0463(61)4100(産業観光課)
0463(72)4438(環境課)

F A X 番 号 0463(61)1991(代表番号)

メールアドレス sangyo@town.oiso.kanagawa.jp
kankyo@town.oiso.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、鳥類（カラス、ヒヨドリ）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	神奈川県大磯町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害金額
イノシシ	野菜 イモ類 豆類 果樹	0.29ha	1,175千円
ニホンジカ	豆類 野菜	0.01ha	59千円
ハクビシン	野菜 果樹	不明	不明
アライグマ	豆類	0.01ha	6千円
タヌキ	不明	不明	不明
鳥類	豆類	0.01ha	6千円
合計		0.32ha	1,246千円

参考 令和2年度

鳥獣の種類	被害面積	被害金額
イノシシ	0.73ha	3,088千円
ニホンジカ	0.08ha	85千円
ハクビシン	0.01ha	35千円
アライグマ	不明	不明
タヌキ	不明	不明
鳥類	0.08ha	173千円
合計	0.89ha	3,381千円

(2) 被害の傾向

○イノシシ

西小磯、国府本郷、生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保地区において年間を通じて、農作物被害や生活被害（道路法面の掘り起こし等）が発生している。また、高麗、東小磯地区等の丘陵地に近い住宅密集地において、年間を通じて出沒し、人家の庭先や道路法面の掘り起こしなどの生活被害が発生している。一方で、これまで実施してきた鳥獣害対策講習会等で適切な被害対策手法を学び、実践している農家等は被害低減を実現しており、そのような状況が一定範囲広がっている地域も出てきている。しかし、そのような地域においても、柵を設置している農地周辺の法面等への被害が継続している場所もある。

○ニホンジカ

虫窪、黒岩、西久保地区など町西部の丘陵地帯において、たびたび目撃情報や農業被害の声があがっており、近年はその範囲が西小磯、寺坂、生沢地区等まで広がっているが、信頼性のある被害調査データが無いため、被害の詳細が不明である。また、住宅地や道路上への出沒も見受けられ、交通事故などの生活被害への影響が発生している。

○ハクビシン、アライグマ、

町内の広範囲に生息しており、果樹や野菜等の農作物を中心に被害が発生している。また、人家の屋根裏及び空家への侵入などの生活被害や家庭菜園の被害も発生している。

○タヌキ

タヌキについては、農地周辺での目撃情報や農業被害が疑われる事例があり、捕獲された個体から疥癬症状が認められる。今後の状況を注視していく必要がある。

○鳥類

町内の広範囲に生息し、播種時期、収穫時期などで農作物被害が発生している。また、家庭ごみの食害等の生活被害や家庭菜園の被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	1,246 千円	1,120 千円
被害面積	0.32ha	0.28ha
被害減少率	—	被害金額、被害面積とも10%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○イノシシ ・町の許可により、被害予察による捕獲を実施。 ・町が箱わなを設置し、わなの維持管理と捕獲個体の殺処分は、町と契約した民間事業者が実施。 ・捕獲作業の効率化のために、ICT機器を導入。 ・捕獲の担い手を増やすために、狩猟免許取得にかかる費用の助成や、捕獲奨励金の交付を実施。	・町主体の捕獲にかかるコストの増加。 ・住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築。 ・農地と住宅地が複雑に混在した場所については、ワナの設置が困難なため、出没状況に応じた効率的な捕獲が困難。 ・豚熱感染確認区域の指定に伴い、捕獲個体の処分にかかるコストの増大。
	○ニホンジカ ・県の許可により、被害予察による捕獲を実施。 ・町が箱わなを設置し、わなの維持管理と捕獲個体の殺処分は、町と委託契約した民間事業者が実施。 ・捕獲作業の効率化のために、ICT機器を導入。 ・捕獲の担い手を増やすために、狩猟免許取得にかかる費用の助成や、捕獲奨励金の交付を実施。	・近年、個体数の増加が懸念されるが、被害状況や個体の分布状況があまり把握されていない。 ・町主体の捕獲にかかるコストの増加。 ・住民主体・地域ぐるみの捕獲体制の構築。 ・農地と住宅地が複雑に混在した場所については、ワナの設置が困難なため、出没状況に応じた効率的な捕獲が困難。
	○ハクビシン・アライグマ・タヌキ ・町の許可により、被害予察による捕獲を実施。 ・被害を受けている町民に、町が捕獲器を貸与し、捕獲を実施。捕獲後は、獣医師による薬殺を実施。	・個体の分布状況が把握されていない ・効果的な捕獲体制の確立

被害防止に関する取組	・正しい知識を地域に普及し、地域ぐるみで野生鳥獣の餌資源と潜み場を減らすための環境改善を促す取り組みとして、専門家による講習会を実施（座学、環境点検、実習、ワークショップ等）。 ・住民主体・地域ぐるみの鳥獣害対策の先進自治体と連携協定を締結し、そのノウハウやネットワークを導入し、今後の取り組みに向けた検討を実施。 ・加害鳥獣の動向を把握し、効果的な被害対策を実施するために、ICT機器を導入。	・講習会に参加する農家等は被害低減を実現していることから、取り組みの継続や、効果的な被害対策を地域全体に広げていくための取り組みが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・農地利用者による農地周囲を囲む防護柵の設置。 ・防護柵の設置方法のお手本となるモデル圃場の設置。 ・防護柵の資材購入費用の助成。	・正しい知識が地域に十分に普及しておらず、不適切な対策が混在している。

（５）今後の取組方針

○正しい知識の普及と地域環境の改善に向けた取り組みの推進

有害鳥獣の捕獲に偏った対策ではなく、住民主体・地域ぐるみの体制で有害鳥獣の餌資源と潜み場を地域から減らしていく取り組みを基本とし、被害防除・生息地管理・個体数管理を総合的に推進することで、有害鳥獣を寄せ付けない・増やさない環境への改善を図っていく。

そのための基盤づくりとして、鳥獣害対策の専門家や関係機関との連携により、住民を対象とした講習会を継続的に開催し、また、情報発信を行うことで、鳥獣害対策に関する正しい知識の普及を図っていく。

○先進自治体との連携

住民主体・地域ぐるみの鳥獣害対策や、イノシシの資源利用、鳥獣害対策をきっかけとした地域活性化において実績のある自治体と連携し、そのノウハウやネットワークを導入することで、鳥獣害対策の課題解決や持続的発展を図る。具体的には、①住民主体の捕獲体制の構築や、②正しい知識を地域に普及するための継続的な指導体制を構築する。また、地域が継続的かつ意欲的に鳥獣害対策を行うために、鳥獣害対策をきつ

かけとして、農業振興や地域活性化につながる取り組みを検討し、実践する。

○加害個体の捕獲

特にイノシシとニホンジカの対策については、町民が捕獲に頼ってしまうことで環境改善や被害防除に対する地域の主体性が低下することがないよう、地域の状況を鑑みた慎重な検討に基づいて捕獲体制を組み、被害を及ぼしている加害個体を中心に捕獲を進める。

○被害対策の支援

町民に対して、農地に設置する被害防除資材の購入費用の助成や、狩猟免許取得費用の助成を継続していく。

○広域的な対策の推進

湘南有害鳥獣対策協議会と連携を図り、広域的に対策を推進する。

※湘南有害鳥獣対策協議会…平塚市、大磯町、二宮町、に於ける有害鳥獣による農林畜産物の被害防止策を講ずるとともに、野生鳥獣の保護と調和を図り、農林畜産物の生産安定と地域農業の振興を目的とする協議会。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ・ニホンジカ

町で所有している捕獲わなを、被害状況等に応じて設置する。捕獲わなの維持管理は、町と契約した民間事業者等や、狩猟免許保持者とその補助者となっている農業者等が実施する。捕獲個体の処理は、町と契約した民間事業者等が実施する。

また、有害鳥獣捕獲等を行う捕獲従事者に捕獲奨励金を交付し、住民主体の捕獲を促進する。

○ハクビシン・アライグマ

被害を受けている町民に町が捕獲器を貸与し、捕獲を実施する。捕獲個体の処理は、町が実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	・農業者等の狩猟免許取得の支援 ・専門家や関係機関との連携による鳥獣対策講習会の開催 ・農業者や地域住民の自主的な捕獲に対する支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	近年の出没状況及び被害状況を考慮した上で、被害を及ぼしている加害個体を捕獲対象として捕獲数等を設定し、有害捕獲を実施する。
○ニホンジカ	神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、毎年度実施計画を定めて管理捕獲を実施する。
○アライグマ	神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの生息分布域の縮小と個体数の減少を目指し、捕獲を実施する。
○ハクビシン	近年の出没状況及び被害状況を考慮して捕獲数等を設定し、捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ※	(40頭)	(40頭)	(40頭)
ハクビシン	15頭	15頭	15頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

※ ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

対象鳥獣	捕獲実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	140頭	198頭	98頭
ニホンジカ	2頭	2頭	10頭
ハクビシン	9頭	13頭	16頭
アライグマ	13頭	39頭	30頭

捕獲等の取組内容
年間を通して箱ワナ及び囲いワナによる捕獲を町内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	該当なし (権限委譲済：イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、鳥類)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ 鳥類	農地利用者による農地周囲を囲む防護柵の設置（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、トタン柵等）	農地利用者による農地周囲を囲む防護柵の設置（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、トタン柵等）	農地利用者による農地周囲を囲む防護柵の設置（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、トタン柵等）

(2) その他被害防止に関する取組

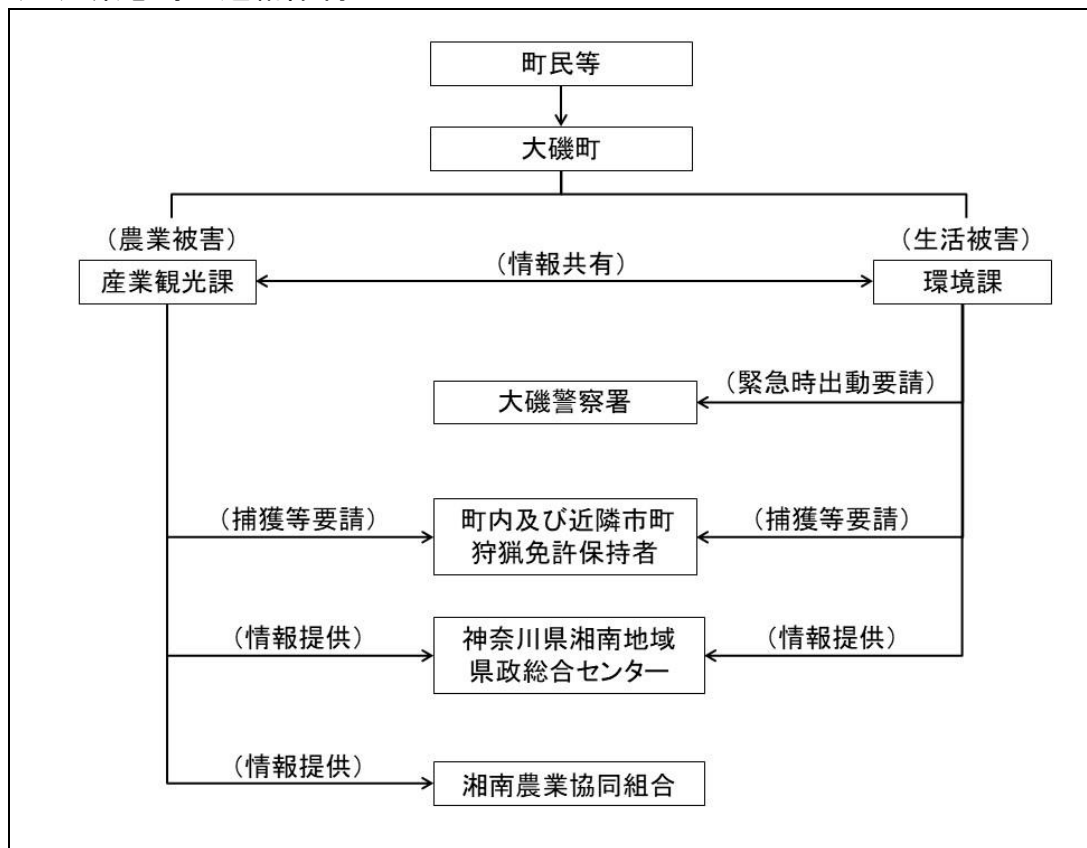
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ 鳥類	- 適切な被害防止方法の普及と住民主体・地域ぐるみの体制づくりのための講習会の開催（座学・地域環境点検・実習・ワークショップ等）。 - 侵入防止柵の効果的な設置方法や管理方法のモデルとなる展示圃場の設置。 - 放任果樹の除去や野生鳥獣の潜み場となっている荒廃農地や山林のヤブ払い等、鳥獣を寄せ付けない・増やさない環境への改善を地域住民主体で実施できるように町は後方支援を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大磯町（産業観光課、環境課）	関係機関との連絡調整
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
町内及び近隣市町の狩猟免許保持者	捕殺・パトロールの実施
大磯警察署	住民の安全確保
湘南農業協同組合	農業者との連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後速やかに埋設又は焼却処分、レンダリング、食肉加工施設への持ち込み等により処理することとする。また、肥料化や飼料化等も検討し、処理コストの低減に努める。

※豚熱感染確認区域に指定されている区域のイノシシは、捕獲された場所での埋設を基本とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカについて、民間事業者による食品等への利活用の方策を検討する。食品利用については、衛生管理を徹底しつつ事業の収益性・持続性・自立性を確保できる計画と実行力を持った民間事業者との連携を検討する。

※豚熱感染確認区域に指定されている区域のイノシシは、捕獲された場所での埋設を基本とし、食品等への利用は国及び県のガイドライン等に基づき慎重に行うこととする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大磯町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
大磯町（産業観光課、環境課）	協議会事務局、鳥獣被害防止計画の策定、被害対策支援、関係機関調整
大磯町農業委員会	被害対策支援
湘南農業協同組合	被害対策支援、被害調査
有害鳥獣に関する有識者	有害鳥獣の捕獲に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年度より、大磯町職員を構成員とする鳥獣被害対策実施隊を設置している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、状況に応じて、協議会の構成機関や関係機関と連携し、協議会構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

なお、広域的な連携を必要とする取組は、「湘南有害鳥獣対策協議会」

において、引き続き取り組んでいくものとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討していく。